富山大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第十六条の二の改正規定は、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

○文部科学省令第十二号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

文部科学大臣　末松　信介

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（コンピュータ使用型調査推進課の所掌事務） **第二十七条**　［略］ （教育測定技術専門官） **第二十七条の二**　コンピュータ使用型調査推進課に、教育測定技術専門官一人を置く。 2　教育測定技術専門官は、児童、生徒及び学生の学力を効果的に把握する手法に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。 （教育課程調査官） **第三十八条**　研究開発部に、教育課程調査官三十七人を置く。 2　［略］ （学力調査官） **第三十九条**　研究開発部に、学力調査官十二人を置く。 2・3　［略］ （総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十四人とする。	（コンピュータ使用型調査推進課の所掌事務） **第二十七条**　［同上］ ［条を加える。］ （教育課程調査官） **第三十八条**　研究開発部に、教育課程調査官三十八人を置く。 2　［同上］ （学力調査官） **第三十九条**　研究開発部に、学力調査官十三人を置く。 2・3　［同上］ （総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十五人とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

富山大学	人間発達科学部附属幼稚園、人間発達科学部附属小学校、人間発達科学部附属中学校、人間発達科学部附属特別支援学校
［略］	［略］

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十三号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

文部科学大臣　末松　信介

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。